

指定障害福祉サービス事業者等 に対する指導監査について

青森市福祉部指導監査課

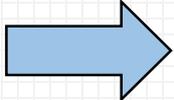
令和5年3月17日

令和4年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導

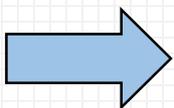
目次

- 1 指導監査について
- 2 令和4年度実地指導結果
- 3 主な指摘事項
- 4 その他

1 指導監査について ① 指導と監査

指導  障害者総合支援法第10条、児童福祉法第57条の3の2

- ・ 指定基準に定めるサービス等の取扱い、給付費の請求等について **周知徹底**を図ることを目的とする。
- ・ その手法として、事業所において行う **実地指導**と講習等により行う **集団指導**がある。
- ・ 実地指導は **概ね3年に1度の頻度**で実施する。但し、**運営等に重大な問題**があると認められる場合は、**毎年実施**する等して、指導の重点化を図る。

監査  障害者総合支援法第48条、第51条の27
児童福祉法第21条の5の22、第24条の34

- ・ **指定基準違反等（下記参照）**が疑われる場合に、**事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとる**ことを目的とする。

指定基準違反等が疑われる場合とは

- ・ 事業者のサービス等の内容等について、**行政上の措置（次頁参照）**に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合
- ・ 給付費の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合

1 指導監査について ② 行政上の措置

行政処分

重

- 指定取消**・ 指定基準等に違反している場合（特に悪質な場合）。
・ サービスが提供できなくなり、欠格事項（5年間指定・更新ができない）の対象となることがある。
- 効力停止**・ 指定基準等に違反している場合（悪質な場合）。
・ 一定期間サービスが提供できなくなる。報酬の全部、または一部を減額する場合もある。
- 改善命令**・ 正当な理由なく、改善勧告に従わない場合。

- 改善勧告**・ 指定基準等に違反している場合。

行政上の措置

- 文書指導**・ 指定基準等に違反している場合（利用者処遇に影響がない等の場合）。

- 口頭指導・助言**・ 指定基準等への対応が不十分な場合など。

軽

行政指導

1 指導監査について ③ 遵守すべき法令等

○指定基準（個々の名称についてはP30参照）

- ・指定事業を実施するために必要な「人員」「設備」「運営」等に係る基準を定めたもの。
- ・違反した場合は、行政処分・指導の対象となったり、報酬が減額される場合がある。

○報酬告示（個々の名称についてはP30参照）

- ・指定事業を実施した際に請求できる給付費の額を定めたもの。
- ・本告示に定められた要件を満たさずに請求した場合、返還対象となる。
- ・留意事項通知やQ&Aも参照すること。

○その他通知等（一部を例示）

- ・会計の区分（全事業）：介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号）
- ・非常災害（日中活動系、居住系事業）：障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（平成28年9月9日障障発0909第1号）
- ・就労系事業全般：就労移行支援事業、就労継続支援（A型、B型）における留意事項について（平成19年4月2日障障発第0402001号）
- ・就労会計（生産活動を行う事業）：就労支援等の事業に関する会計処理の取り扱いについて（平成18年10月2日厚生労働省社会・援護局長通知）
- ・虐待防止（全事業）：障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（令和2年10月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室）

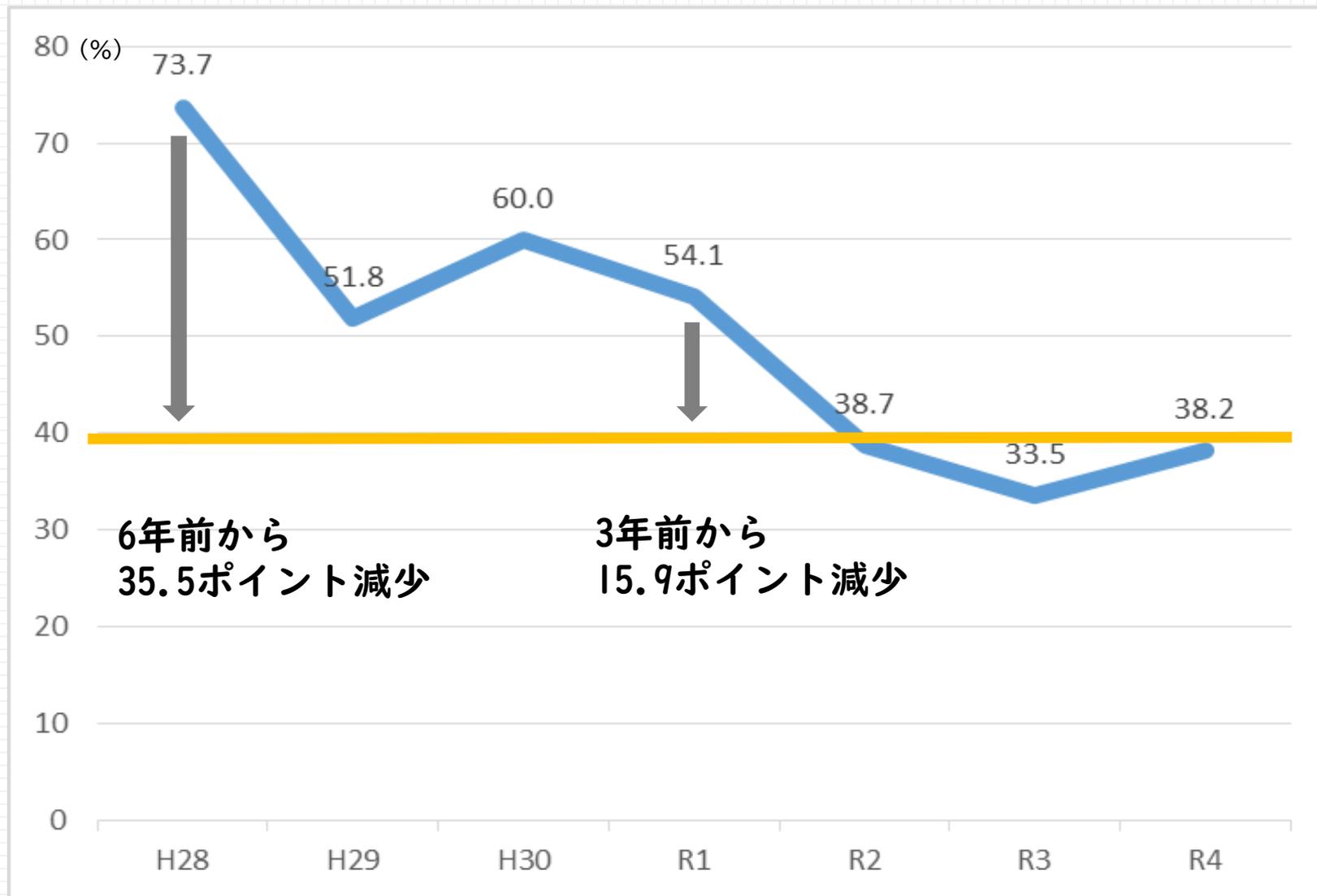
2 令和4年度実地指導結果 ① 実施事業所数等

	対象事業所	実施事業所					
		実施率		うち文書指導あり		うち報酬返還あり	
				指摘率	返還率		
訪問系サービス事業所	185	46	25%	18	39%	4	22%
日中活動系サービス事業所	146	50	34%	21	42%	4	19%
居住系サービス事業所	49	17	35%	8	47%	0	—
相談支援事業所	96	7	7%	3	43%	0	—
障害児通所支援事業所	97	37	38%	10	27%	0	—
計	573	157	27%	60	38%	8	13%

※令和5年1月実施分まで、以下同じ

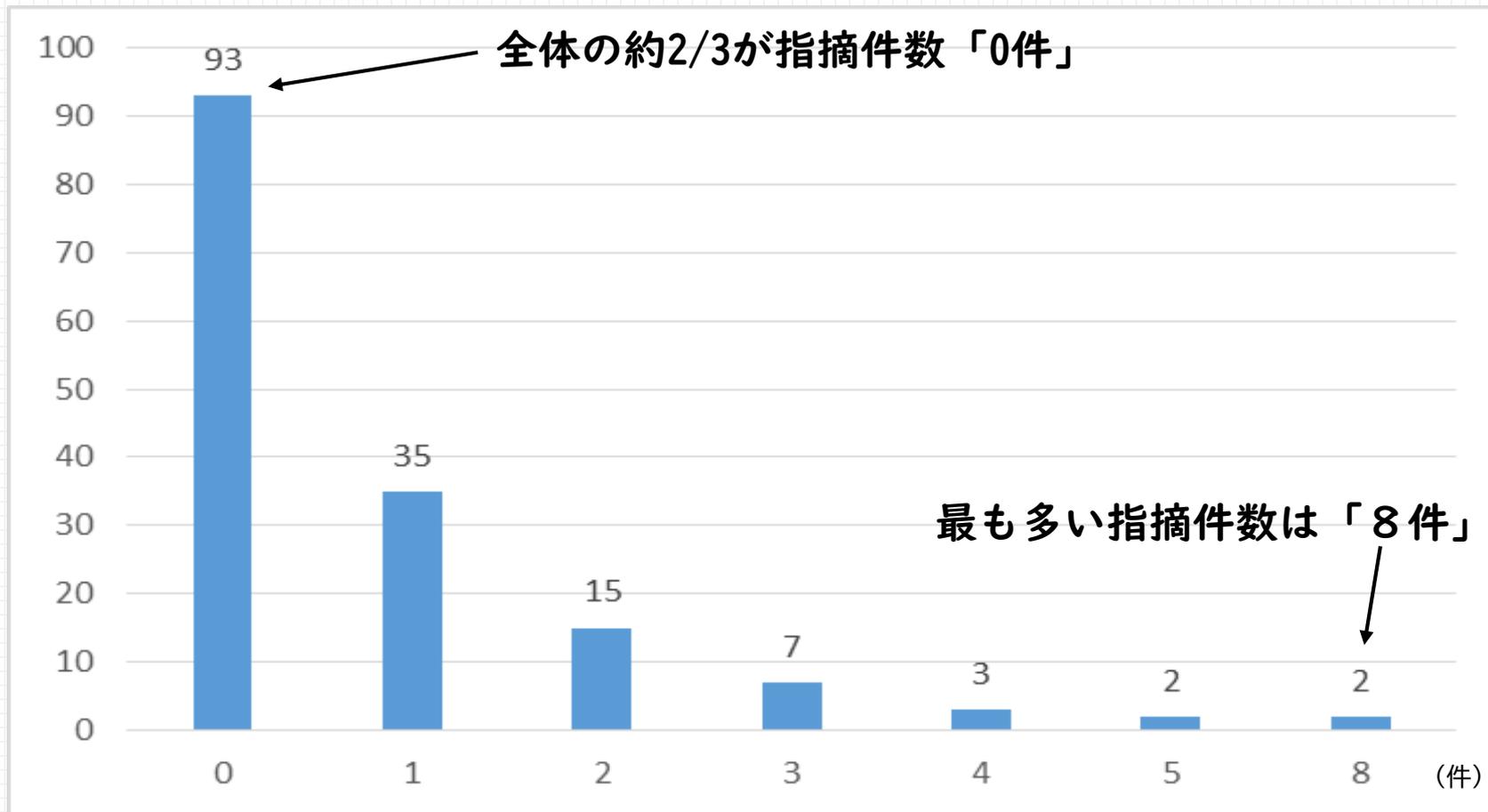
令和5年1月までに全体の約1/4の事業所に実地指導を実施。
このうちの38%の事業所において、文書による改善報告を求めている。

2 令和4年度実地指導結果 ② 指摘率の推移

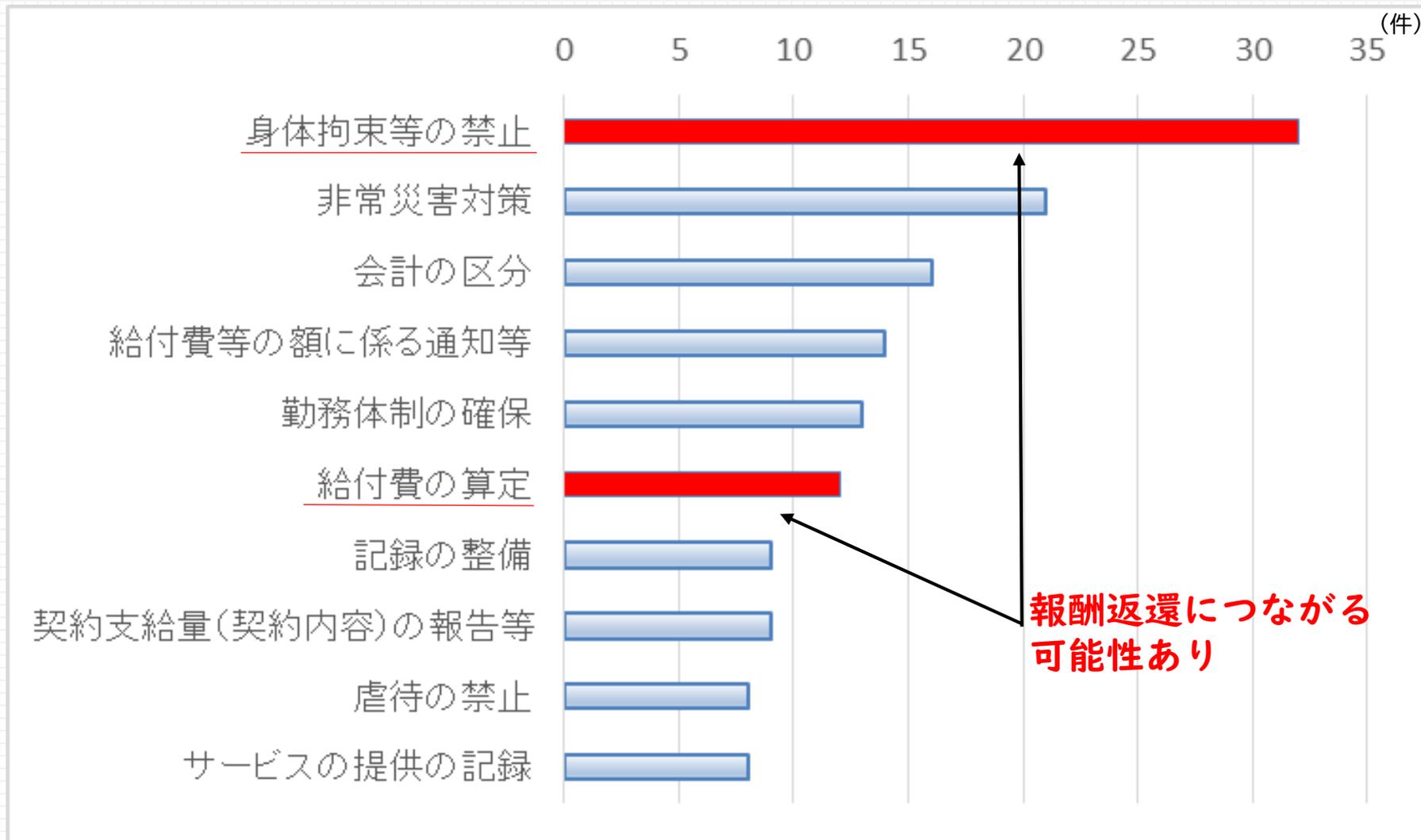


2 令和4年度実地指導結果 ③ 指摘件数別事業所数

(事業所数)



3 主な指摘事項 ① 指摘事項別件数



3 主な指摘事項 ② 身体拘束等の禁止(1)

現状及び問題点

- × 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（**身体拘束適正化検討委員会**）を定期的に開催していない。
- △ 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催しているが、その結果について従業員に周知していない。

是正改善・指摘事項

- 身体拘束適正化検討委員会を定期的（少なくとも1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底すること。

Caution!

- ・ 未実施の場合は今後減算対象となります。委員会の具体的な対応について、改めて確認しましょう。
- ・ 身体拘束等の禁止については、資料3「障害者虐待の防止について」においても説明しています。

対象事業

- ・ 就労定着支援、自立生活援助、相談支援事業以外の事業

法的根拠

- ・ 指定サービス条例第37条の2
- ・ 指定施設条例第60条
- ・ 指定通所支援条例第46条

※法的根拠の略称はP30参照



3 主な指摘事項 ② 身体拘束等の禁止(2)

現状及び問題点

- × 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない。

是正改善・指摘事項

- 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

Caution!

- ・ 整備されていない場合は今後減算対象となります。整備済みの場合であっても、指針に盛り込むべき項目について、改めて確認しましょう。

対象事業

- ・ 就労定着支援、自立生活援助、相談支援事業以外の事業

法的根拠

- ・ 指定サービス条例第37条の2
- ・ 指定施設条例第60条
- ・ 指定通所支援条例第46条



3 主な指摘事項 ② 身体拘束等の禁止(3)

現状及び問題点

- × 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない。

是正改善・指摘事項

- 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年1回以上）に実施すること。

Caution!

- ・ 未実施の場合は今後減算対象となります。
- ・ 職員教育を組織的に徹底させていくために、定期的な研修を実施するとともに、新規採用時には必ず実施することが重要です。
- ・ 研修の実施内容について、記録することが必要です。

対象事業

- ・ 就労定着支援、自立生活援助、相談支援事業以外の事業

法的根拠

- ・ 指定サービス条例第37条の2
- ・ 指定施設条例第60条
- ・ 指定通所支援条例第46条



3 主な指摘事項 ③ 非常災害対策(1)

現状及び問題点

- × 非常災害（水害及び土砂災害等を含む。）に関する具体的計画を策定していない。

是正改善・指摘事項

- 非常災害に関する具体的計画を立て、通報及び連絡体制を整備し、定期的に従業員に対し周知すること。

Caution!

- ・ 水害及び土砂災害等に対応した計画を策定していない事業所等も見られます。
- ・ 事業所の状況に変化（移転、サービス種別や定員の変更等）があった場合は、計画の見直しを行ってください。
- ・ 非常災害対策については、資料1「指定障害福祉サービス事業に係る留意事項について」においても説明しています。

対象事業

- ・ 日中活動系サービス（就労定着支援を除く）
- ・ 居住系サービス（自立生活援助を除く）
- ・ 障害児通所支援（居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援除く）

法的根拠

- ・ 指定サービス条例第73条
- ・ 指定施設条例第8条
- ・ 指定通所支援条例第42条
- ・ 障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（平成28年9月9日障障発0909第1号）



3 主な指摘事項 ③ 非常災害対策(2)

現状及び問題点

- × 避難訓練を実施していない。
- △ 水害・土砂災害に対応した非常災害対策計画に基づいた避難訓練を実施していない。

是正改善・指摘事項

- 非常災害対策計画に基づく避難訓練（水害・土砂災害も含む）を実施すること。また、避難訓練を実施した場合には、当該計画の内容を検証し、計画の見直しを行うこと。

Caution!

- ・ 火災・地震を想定した避難訓練のみを行っている事業所等が多いです。
- ・ 必要に応じて、利用者の参加や地域住民と共同で行うなど工夫してください。

対象事業

- ・ 日中活動系サービス（就労定着支援を除く）
- ・ 居住系サービス（自立生活援助を除く）
- ・ 障害児通所支援（居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援除く）

法的根拠

- ・ 指定サービス条例第73条
- ・ 指定施設条例第8条
- ・ 指定通所支援条例第42条
- ・ 障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（平成28年9月9日障障発0909第1号）



3 主な指摘事項 ④ 会計の区分

現状及び問題点

- × 事業の会計が他事業の会計と区分されていない。
- △ 事業の会計について、収入は他の事業の会計と区分しているが、支出は区分されていない。

是正改善・指摘事項

- 会計の処理に当たっては、他事業の会計と区分し、事業ごとに収支を明らかにすること。

Caution!

- ・ 訪問系サービス事業所(居宅介護、重度訪問介護など)、日中活動系サービスや障害児通所支援の多機能型事業所(生活介護、就労継続支援など)、障害者支援施設(施設入所支援、生活介護など)、相談支援事業所(地域移行支援、計画相談支援など)について、それぞれの指定サービスごとに会計(収支とも)を区分する必要があります。
- ・ 就労支援事業会計の対象事業は、就労支援事業会計処理基準の定めるところにより会計処理を行うこととされています(社会福祉法人を除く)。

対象事業

・療養介護、医療型児童発達支援以外の事業

法的根拠

・指定サービス条例第43条
・指定施設条例第67条
・指定一般相談省令第37条
・指定計画相談省令第29条
・指定障害児相談省令第29条
・指定通所支援条例第55条
・介護保険の給付対象事業における会計の区分について
(平成13年3月28日老振発第18号)



3 主な指摘事項 ⑤ 給付費等の額に係る通知等

現状及び問題点

- × 法定代理受領により市区町村から支給された給付費の額を利用者に通知していない。
- △ 利用者に対する介護給付費の額の通知について、介護給付費等を法定代理受領する前に通知している。

是正改善・指摘事項

- 法定代理受領により市区町村から給付費の支給を受けた場合には、利用者等に対し、当該利用者に係る給付費の額を通知すること。

Caution!

- ・ 介護保険サービスにはない制度ですので混同せず、特に訪問系サービス事業所は漏れのないように注意してください。
- ・ 給付費の受領前に通知しているケースも見られますが、受領後に通知してください。

対象事業

- ・ 全事業

法的根拠

- ・ 指定サービス条例第25条、第59条
- ・ 指定施設条例第32条
- ・ 指定一般相談省令第18条
- ・ 指定計画相談省令第14条
- ・ 指定障害児相談省令第14条
- ・ 指定通所支援条例第27条



3 主な指摘事項 ⑥ 勤務体制の確保等

現状及び問題点

- × 職場におけるハラスメント対策について必要な措置を講じていない。

是正改善・指摘事項

- 事業者は、下記の内容に留意し職場におけるハラスメント防止のための必要な措置を講じること。
 - ・ 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。
 - ・ 相談（苦情を含む）に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。

Caution!

- ・ 職場におけるハラスメントについてパワーハラスメントが含まれていないなど、対応が不十分な事業所も見られます。ハラスメントの内容を明確にしたうえで、必要な対策を講じてください。

対象事業

- ・ 全事業

法的根拠

- ・ 指定サービス条例第35条、第71条、第201条、第202条の21
- ・ 指定施設条例第54条
- ・ 指定一般相談省令第28条
- ・ 指定計画相談省令第20条
- ・ 指定障害児相談省令第20条
- ・ 指定通所支援条例第40条



3 主な指摘事項 ⑦ 給付費の算定(1)

現状及び問題点

- × 就労継続支援A型サービス費（I）を算定しているが、当該サービス費の区分の決定に必要な評価点の算出に当たり、評価基準を満たしていないにも関わらず算定している評価項目がある。

是正改善・指摘事項

- 当該評価に当たっては、各評価項目の評価基準を確認のうえ算定し、評価点を算出すること。

Coution!

- ・ 評価点の算出に当たっては、実績を確実に確認してください。
- ・ 要件を満たしていない場合は、過去にさかのぼって、過誤調整していただくこととなります（給付費関係につき以降同じ）。
- ・ 評価点の算出については、資料1「指定障害福祉サービス事業に係る留意事項について」においても説明しています。

対象事業

- ・ 就労継続支援A型

法的根拠

- ・ 指定サービス条例第185条の3
- ・ 報酬告示
- ・ 厚生労働大臣が定める事項及び評価方法（令和3年厚生労働省告示88号）



3 主な指摘事項 ⑦ 給付費の算定(2)

現状及び問題点

- × 特定事業所加算を算定しているが、一部の要件を満たしていない。
- ※一部の要件：全ての居宅介護従業者への研修計画の作成や健康診断の実施 など

是正改善・指摘事項

- 特定事業所加算を算定する場合は、告示及び通知に定める要件を確実に満たすこと。

Coution!

- ・ 一部の従業者に係る研修計画の作成や健康診断の実施が漏れているケースが散見されます。
- ・ 申請時に満たしていても、年度が改まり要件を満たせていないケースも見られます。今一度要件を満たしているか確認してください。

対象事業

・ 訪問系サービス

法的根拠

・ 報酬告示



3 主な指摘事項 ⑦ 給付費の算定(3)

現状及び問題点

- × 送迎加算（Ⅰ）を算定しているが、1回の送迎につき、平均10人以上の利用者が利用していない期間があり、算定要件を満たしていない。

是正改善・指摘事項

- 送迎加算（Ⅰ）は、1回の送迎につき、平均10人以上の利用者が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合に算定できる加算であることから、いずれか一方でも要件に適合しない場合は算定しないこと。

Coution!

- ・ 加算の実績管理は、毎月確実に行ってください。
- ・ 上記要件の両方を満たしていない場合でも、どちらか片方を満たしている場合は、送迎加算（Ⅱ）の算定ができます。
- ・ 障害児通所については人数・回数の要件はありません。

対象事業

・ 日中活動系サービス（療養介護、就労定着支援を除く）

法的根拠

・ 報酬告示



3 主な指摘事項 ⑦ 給付費の算定(4)

現状及び問題点

- × 食事提供体制加算を算定している利用者の個別支援計画に、食事の提供が位置づけられていない。

是正改善・指摘事項

- 食事提供体制加算を算定する場合は、食事の提供について個別支援計画に位置づけること。

Caution!

・食事提供体制加算については、原則として当該施設内の調理室を使用して調理し、提供されたものについて算定することができます。出前の方式・市販の弁当を購入して利用者提供するような方法は対象とはなりません。

対象事業

・日中活動系サービス（療養介護、就労定着支援を除く）

法的根拠

・報酬告示



3 主な指摘事項 ⑧ 記録の整備

現状及び問題点

- × 利用者からの苦情の内容等の記録が整備されていない。

是正改善・指摘事項

- 利用者からの苦情の内容等の記録を整備し、5年間保存すること。

Coution!

- ・ 指定基準等により整備・保存すべき書類は、適正に整理し、保存しましょう。

対象事業

- ・ 全事業

法的根拠

- ・ 指定サービス条例第44条、第78条、第160条、第195条の11
- ・ 指定施設条例第68条
- ・ 指定一般相談省令第38条
- ・ 指定計画相談省令第30条
- ・ 指定障害児相談省令第30条
- ・ 指定通所支援条例第56条



3 主な指摘事項 ⑨ 契約支給量(契約内容)の報告等

現状及び問題点

- × サービス利用に係る契約の際（変更・終了含む）、受給者証記載事項を支給決定市町村に対し報告していない。

是正改善・指摘事項

- サービス利用に係る契約（変更・終了含む）をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を、遅滞なく支給決定市町村へ報告すること。

Coution!

- ・ 具体的には、契約内容報告書（様式有）に受給者証に記載した契約支給量等を転記し、支給決定市町村へ提出します。
- ・ 介護保険サービスにはない制度ですので混同せず、特に訪問系サービス事業所は漏れのないように注意してください。

対象事業

- ・ 短期入所以外の事業

法的根拠

- ・ 指定サービス条例第12条、第55条、第199条
- ・ 指定施設条例第19条
- ・ 指定一般相談省令第6条
- ・ 指定計画相談省令第6条
- ・ 指定障害児相談省令第6条
- ・ 指定通所支援条例第15条



3 主な指摘事項 ⑩ 虐待の防止(虐待等の禁止)(1)

現状及び問題点

- × 虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）が開催されていない。
- △ 虐待防止委員会を開催しているが、結果について従業員に周知していない。

是正改善・指摘事項

- 虐待防止委員会を定期的（少なくとも1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。

Coution!

- ・虐待防止委員会の役割は、「虐待防止のための計画づくり」「虐待防止のためのチェックとモニタリング」「虐待発生後の検証と再発防止策の検討」の3つがあります。
- ・虐待の防止については、資料3「障害者虐待の防止について」においても説明しています。

対象事業

・全事業

法的根拠

- ・指定サービス条例第42条の2
- ・指定施設条例第66条の2
- ・指定一般相談省令第36条の2
- ・指定計画相談省令第28条の2
- ・指定障害児相談省令第28条の2
- ・指定通所支援条例第47条



3 主な指摘事項 ⑩ 虐待の防止(虐待等の禁止)(2)

現状及び問題点

- × 従業者に対する虐待防止のための研修を定期的には実施していない。

是正改善・指摘事項

- 全従業者に対して、虐待防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施すること。

Coution!

- ・職員教育を組織的に徹底させていくために、定期的な研修を実施するとともに、新規採用時には必ず実施することが重要です。
- ・直接支援にあたる職員だけではなく、全従業者に対して実施してください。
- ・研修の実施内容について、記録することが必要です。

対象事業

- ・全事業

法的根拠

- ・指定サービス条例第42条の2
- ・指定施設条例第66条の2
- ・指定一般相談省令第36条の2
- ・指定計画相談省令第28条の2
- ・指定障害児相談省令第28条の2
- ・指定通所支援条例第47条



3 主な指摘事項 ⑩ 虐待の防止(虐待等の禁止)(3)

現状及び問題点

- × 虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者が置かれていない。

是正改善・指摘事項

- 虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施する担当者を置くこと。

Caution!

- ・ 専任の虐待防止担当者を決めておくこと(必置)。

対象事業

- ・ 全事業

法的根拠

- ・ 指定サービス条例第42条の2
- ・ 指定施設条例第66条の2
- ・ 指定一般相談省令第36条の2
- ・ 指定計画相談省令第28条の2
- ・ 指定障害児相談省令第28条の2
- ・ 指定通所支援条例第47条



3 主な指摘事項 ⑪ サービスの提供の記録

現状及び問題点

- × サービス提供記録の確認を受けていない。
- △ サービス提供記録の確認を後日まとめて受けている。

是正改善・指摘事項

- サービスを提供した際には、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を記録し、利用者の確認を受けること。

Coution!

- ・ サービスの提供の**都度**記録を作成し、利用者の確認を受けましょう。
- ※療養介護、宿泊型自立訓練、共同生活援助、施設入所支援は後日一括して記録を作成することも可能です。

対象事業

- ・ 計画相談支援及び障害児相談支援以外の事業

法的根拠

- ・ 指定サービス条例第21条、第56条、第158条、
- ・ 指定施設条例第28条
- ・ 指定一般相談省令第15条
- ・ 指定通所支援条例第23条



4 その他 ① 他都市における行政処分事例(1)

事例2：A県の事例

指定取消

○事業種別 共同生活援助

○処分事由

・不正請求

夜間支援等体制加算について、事業者は、令和3年1月1日から令和3年8月31日までの期間において、夜間支援員の勤務の実態が共同生活住居ごとに1名であったことを認識していたにもかかわらず、共同生活住居ごとに2名の勤務があったとして、故意に実態と異なる過度な訓練等給付費の請求を行っていた。

4 その他 ① 他都市における行政処分事例(2)

事例1：B県の事例

一部効力停止
6か月

○事業種別 放課後等デイサービス

○処分事由

・不正又は著しく不当な行為

①従業者の勤務体制等について実地指導における指導に従わず、基準に違反する状態を引き起こした。②個別支援計画を遡及して作成し、利用者の署名・押印や前児発管の押印等について当時作成されたように偽装。③サービス提供実績記録票について保護者の確認を受けずに事業所に保管されていた保護者の印鑑を押印した。④管理者自ら基準を遵守せず、実地指導において虚偽の書類を作成・提示し、虚偽の回答を繰り返した。

・人員基準違反

①専従の管理者を未配置 ②専任かつ常勤の要件を満たす児発管を未配置 ③サービス提供時間を通じて児童指導員等を必要数配置できていなかった。

・運営基準違反

①一部の利用者について計画作成にかかる一連の業務が適切に行われていない状況において、サービス提供を行った。

・不正請求

①児童発達支援管理責任者欠如減算を行わず給付費を請求・受領した。②サービス提供職員欠如減算を行わず給付費を請求・受領した。③個別支援計画作成関連業務が適切に行われていない状況を管理者が把握していながら減算を行わず、給付費を請求・受領した。

4 その他 ① 他都市における行政処分事例(3)

事例2：C県の事例

指定取消

○事業種別 生活介護

○処分事由

・不正な手段による指定

勤務させる予定のない管理者兼サービス管理責任者を配置しているとして虚偽の書類を作成し、指定を受けた。

・人員基準違反

人員基準上配置すべきサービス管理責任者が配置されていない期間があった。

・運営基準違反

配置していないサービス管理責任者の名義を使用し、個別支援計画を虚偽作成していた期間があった。

・不正請求

①個別支援計画を虚偽作成し、不正に介護給付費を得た期間があった。

②勤務表を虚偽作成し、不正に介護給付費を得た期間があった。

4 その他 ② <参考>指定基準、報酬告示一覧

○指定基準（市条例又は厚生労働省令）

事業種別	名称	※「3」における略称
指定障害福祉サービス事業者	【市条例】青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	指定サービス条例
指定障害者支援施設	【市条例】青森市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	指定施設条例
指定一般相談支援事業者	【厚生労働省令】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準	指定一般相談省令
指定特定相談支援事業者	【厚生労働省令】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準	指定計画相談省令
指定障害児相談支援事業者	【厚生労働省令】児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準	指定障害児相談省令
指定障害児通所支援事業者	【市条例】青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	指定通所支援条例

○報酬告示(厚生労働省告示)

事業種別	名称
指定障害福祉サービス事業者 指定障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準
指定一般相談支援事業者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準
指定特定相談支援事業者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準
指定障害児相談支援事業者	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準
指定障害児通所支援事業者	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準

4 その他 ③ <参考>事業別実施事業所数等(青森市)

		対象事業所	実施事業所		うち文書指導あり		うち報酬返還あり	
				実施率	指摘率	返還率		
訪問系	居宅介護	85	22	26%	9	41%	2	22%
	重度訪問介護	85	22	26%	9	41%	2	22%
	行動援護	5	1	20%	0	0%	0	—
	同行援護	10	1	10%	0	0%	0	—
	小計	185	46	25%	18	39%	4	22%
日中活動系	療養介護	1	1	100%	0	0%	0	—
	生活介護	37	10	27%	3	30%	1	33%
	短期入所	15	9	60%	2	22%	0	0%
	自立訓練(機能訓練)	3	3	100%	3	100%	0	0%
	自立訓練(生活訓練)	12	4	33%	4	100%	0	0%
	就労移行支援	8	3	38%	2	67%	0	0%
	就労継続支援A型	20	6	30%	4	67%	2	50%
	就労継続支援B型	47	13	28%	3	23%	1	33%
	就労定着支援	3	1	33%	0	0%	0	—
小計	146	50	34%	21	42%	4	19%	
居住系	施設入所支援	12	5	42%	2	40%	0	0%
	共同生活援助	32	11	34%	5	45%	0	0%
	宿泊型自立訓練	4	1	25%	1	100%	0	0%
	自立生活援助	1	0	0%	0	—	0	—
	小計	49	17	35%	8	47%	0	0%
相談支援	地域移行支援	19	1	5%	1	100%	0	0%
	地域定着支援	19	1	5%	1	100%	0	0%
	計画相談支援	37	5	14%	1	20%	0	0%
	障害児相談支援	21	0	0%	0	—	0	—
	小計	96	7	7%	3	43%	0	0%
障害児通所支援	児童発達支援	34	15	44%	3	20%	0	0%
	医療型児童発達支援	1	0	0%	0	—	0	—
	放課後等デイサービス	48	18	38%	4	22%	0	0%
	保育所等訪問支援	12	2	17%	1	50%	0	0%
	居宅訪問型児童発達支援	2	2	100%	2	100%	0	0%
	小計	97	37	38%	10	27%	0	0%
合計		573	157	27%	60	38%	8	13%